

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案

1 前文

- ・私たちの社会には、乳幼児から高齢者まで、性別などに関わらず、多種多様な個性を持った人たちがいます。
- ・違う個性を持っていても、市民同士が協力しながら、つながりを持ち、お互いを尊重し合い、多様性を認め、生きがいを持って包み支え合う地域や仕組みがあれば、私たちは安心して暮らせます。
- ・しかし、生まれながら、あるいはライフステージや暮らしの状況、社会との係り合いのなかで、違いゆえの社会的な困難に出会い、困ることがあります。私たちは、立場や役割を入れ替えながら、生きていくものです。いまは困っていないあなたも、いつか困る日がくるかもしれません。
- ・私たちのまち鎌倉は、市、市民、事業者みんなの力で共生社会の実現をめざすことを決意し、あるべき社会をともに描き、その道のりで出会うかもしれない困難をともに乗り越える道標とするために、この条例を制定します。

2 目的

この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を実現することを目的として制定する。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 社会的障壁 市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 基本理念

共生社会の実現に向けた取組の推進は、次に掲げる理念に基づき、行わなければならない。

- (1) 市民一人一人がその個性や文化的背景を尊重され、それぞれの個性や文化を受け入れ、支え合い、もって社会参画の機会を等しく有すること。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たしながら、互いに協力すること。
- (3) 共生社会の実現に向けた取組の推進に当たり、市民が何らかの困難を有するときは、市は、その困難を社会的障壁と捉え、市民及び事業者とともに、関係者間の調整を図りながら、その社会的障壁の解消に取り組むこと。

5 市の責務

市は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と共有するとともに、必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう体制を整備し、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

6 市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に向けた取組に努めるものとする。

7 共生社会実現のための基本的施策

市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の醸成を図ること。
- (2) 市民が様々な分野で活動できるよう、本人の意思を尊重し、挑戦する背中を押すべく、社会参画の機会を充実させ、自立に向けた支援を行うこと。
- (3) 市民が本来持っている力を発揮し続けることができるよう、共生社会の実現に資する活動を行う市民及び事業者と連携し、支援する体制を構築すること。
- (4) 人材育成、教育、支援者に対する支援などを通じて、支援の質を向上させ、市民一人一人の状況に応じた支援を行うこと。

8 社会的障壁の解消のための基本的施策

市は、社会的障壁を解消するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

(1) 心や意識における障壁を解消するための次に掲げる事項

- ア 学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図ること。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を実施すること。

(2) 情報の授受における障壁を解消するための次に掲げる事項

ア 市民が主体的に必要な情報を収集し、自らのために活用することができるよう、必要かつ合理的な情報提供の手段を確保すること。

イ 市民が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用に努めること。

ウ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝え、相手もその内容を理解できるよう、個に応じた多様な意思疎通のための手段の確保に努めること。

(3) 生活環境及び地域生活における障壁を解消するための次に掲げる事項

ア 市民が安全で安心できる環境で生活できるよう、個に応じた生活環境の整備に努めること。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努めること。

(4) 市が、(1)から(3)までの施策を講じるに当たっては、次に掲げる方法に配慮し、実施するよう努めることとする。

ア 先進的な技術又は取組を活用すること。

イ 保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民及びその家族に対して包括的かつ総合的に支援すること。

9 災害等への対応

(1) 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民等に対して、多様性に配慮した支援を行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

(2) 市と市民と事業者は、災害時における自助及び共助の重要性を認識するとともに、個に応じた合理的配慮について平常時からともに検討し、備えるものとする。

10 計画等への反映等

(1) 市は、条例等の制定又は行政計画、事業計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重し、制定又は策定するものとする。

(2) 本条例の基本的施策に沿って行う事業の実施は、個別の行政計画や事業計画の

中で検討するものとする。

(3) 計画の実施に当たっては必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) (3)の行政計画の評価を実施する際には、基本理念の視点を含めて評価するものとする。

11 施行日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。